第二十九条第一項第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第三十一条の表第五十二条の四十五第四号の項、第三十二条の表第六十六条の十四第一号の項及び第三十八条の表第十二条の八第六項の項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第三十九条第一項第四号中「第四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

第四十三条第一項中「第四十六条第四項及び第四十七条第四項」を「第四十七条第四項及び第四十八条第四項」に改める。

第四十九条中「第百二条」を「第百六十一条」に改め、同条第一号中「第八十五条第四号」を「第百四十条第四号」に改め、同条第二号中「第八十七条第四号」を「第百四十二条第四号」に改め、同条第三号中「第八十八条第三号」を「第百四十三条第三号」に改め、同条第四号中「第九十一条第三号」を「第百四十七条第三号」に改め、同条を第五十条とする。

第四章の章名を削る。

第四十八条第一項第一号中「第八十二条第二項」を「第百三十七条第二項」に改め、同項第二号中「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　犯則事件の調査等

第四十七条第一項中「第八十二条第二項第三号」を「第百三十七条第二項第三号」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条第一項中「この節」を「この章」に改め、同項第九号中「第八十二条第二項第一号」を「第百三十七条第二項第一号」に改め、同項第十号中「第八十二条第二項第二号」を「第百三十七条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第四十八条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条第三項中「この節」を「この章」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十五条中「第八十二条第一項」を「第百三十七条第一項」に、「この節」を「この章」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十四条第一項中「第八十二条第二項第一号」を「第百三十七条第二項第一号」に改め、同条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の章名及び一条を加える。

第四章　雑則

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第四十四条　法第百三十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第八十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の案の作成及び閣議の決定の求め

二　法第八十九条第二項の規定による認可

三　法第九十五条第一項の規定による認可

四　法第九十五条第二項の規定による指名

五　法第百九条第一項の規定による任命

六　法第百九条第二項の規定による認可

七　法第百十二条第一項及び第二項の規定による解任

八　法第百十三条ただし書の規定による承認

九　法第百三十二条の規定による認可

（商品先物取引法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

一　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条、第三十三条（見出しを含む。）、第三十九条及び第四十条（見出しを含む。）

二　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の四第十二号

三　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第四十九条の七及び第五十二条第十二号

四　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条の八第五号、第十六条の十一第四号及び第十九条の九第十二号

五　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十条の四第一項及び第十三条の八第十二号

六　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第二第四号及び第四十号

七　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十六条の十三及び第十六条の十六第十二号

八　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条の十二及び第五条の十九第十二号

九　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条の二の六及び第七条の二の七第十二号

十　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第四条の四第十二号

十一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一項第十八号

十二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十五条第十二号

十三　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第二十四条の六の七及び第二十四条の九第十二号

十四　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第五十四条及び第五十六条第十三号

十五　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十七条第一項

十六　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第四条第二十四号及び第十八条の五第十

十七　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百六十九号

十八　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）第一条第三十五号

十九　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十六条第七項

二十　不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）第二十条第一項

二十一　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）第四条第十二号

二十二　金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）第十四号

二十三　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十三条第十二号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十八号及び第二十九号、第十九条の三第三号、第二十条の四第三号、第二十一条第三号並びに第二十六条第十三号

二十四　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）第一条第三十九号

二十五　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）第三十八号

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十四　金融経済教育推進機構

第九条の四に次の一号を加える。

百四十一　金融経済教育推進機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十　金融経済教育推進機構